

微弱無線設備登録規程

(目的)

第1条 本規程は、電波法で定める「発射する電波が著しく微弱な無線局（以下「微弱無線設備」という。）」について、利用者の保護と適正な電波環境の確保に寄与するために、本規程に従って申請された微弱無線設備が電波法第四条第一号、電波法施行規則第六条第一項第一号に適合することの確認と登録に必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の申請者)

第2条 以下に掲げる者は、本規程の定めるところにより登録を申請することができる。

- (1) 全国自動車用品工業会（以下「全自用工」という。）の会員
- (2) 全自用工の会員以外であって、日本国内において法人登記され微弱無線設備の生産・販売・輸入等の業務を営む者

(申請の要件)

第3条 登録の申請者は、次に掲げる書面を全自用工に提出するとともに、別途定める「微弱無線設備試験・登録に関する細則（以下「細則」という。）」に記載の登録申請料を全自用工に支払う。

- (1) 微弱無線設備登録申請書（様式1）
 - (2) 微弱無線設備等の諸元（様式2）
 - (3) 試験機関発行の試験結果（試験成績書、性能証明書等）の原本写し
 - (4) 会社概要等（全自用工の会員以外）
- 2 全自用工は、申請者に対し前項以外のその他の資料の提出を要請する場合がある。

(製品試験および試験結果)

第4条 微弱無線設備登録申請書に記載の微弱無線設備が電波法に適合しているか否かの製品試験を実施し、その試験結果を発行できる試験機関は、細則による。

- 2 本規程の施行開始前の微弱無線設備について、その登録申請があったときは、試験機関および試験結果が本規程に準拠しているかどうかを全自用工の技術委員会で確認し、確認ができた場合に申請書を受領することができるものとする。
- 3 申請者自身や日本国外の試験機関による試験結果は認めない。

(登録の手続き)

第5条 全自用工は、申請者から提出された第3条の書面や資料を受領後、登録申請料の入金を確認した上で登録の手続きを開始する。

- 2 全自用工は、書面が適正かどうかを確認し、適正と認められた場合、申請者に対し登録番号を発行する。（以下 登録番号を付与された微弱無線設備を「登録製品」という。）登録番号の構成等は、別途定める内務規程による。
- 3 全自用工は、申請者と協議の上、全自用工のホームページに所定の登録事項を掲載する。
- 4 書面の不備または登録が不適当と判断された場合、全自用工は提出された書面を申請者に返却し、登録は行わないこととする。

(微弱無線適合マーク)

第6条 前条にて登録を受けた申請者は、本規程に基づき登録された証しとして、別途定める「微弱無線適合マーク規程」に従い、登録製品に微弱無線適合マーク（略称：ELP マーク）を表示できるものとする。

(登録の取り消し)

第7条 次の各号の一にあたる場合は、全自用工の理事会または技術委員会のいずれかの決議を経て、登録製品の登録の取り消しを行なうとともに、登録の申請者に対し登録を取り消された登録製品からのELPマークの削除を指示することができる。

- (1) 本規程（関連する細則を含む）に従わなかった場合
- (2) 虚偽の申告・申請を行ったことが判明した場合
- (3) 全自用工の信頼を失墜する行為を行った場合
- (4) 登録製品の仕様が登録申請時から著しく変更されていることが判明した場合
- (5) 登録の申請者が倒産または事業の清算、廃業をした場合
- (6) 外部の公的機関または全自用工のその他の委員会から登録不適當の指摘を受けた場合

(事務局)

第8条 本規程の各種手続き等に係わる事務局を全自用工内に置き、事務は構成団体が司る。

附 則

第9条 本規程は、必要に応じて技術委員会の審議・承認を経て改訂できるものとする。

第10条 本規程は、平成27年6月1日より施行する。

平成27年 8月20日 一部訂正。

平成28年 4月 1日 第5条第2項に一部追加。